仕　様　書

品　名	灯油
数　量	１リットル（単価契約）（単価で入札に付する。）
規　格	ＪＩＳ規格　１号
その他	１　年間納入見込み数量は26,500リットル程度である。（過去３か年実績平均） ただし、あくまでも見込みであり、この数量を保証するものではない。 ２　納品、納入に要する経費は納入者の負担とする。 ３　納品は学校からの電話等による指示に従い搬入し、指定の個所に注油すること。 （給油対象箇所は別紙平面図参照） 納入後は速やかに納品書によりその旨届け出ること。 ４　注油の形態 ・少量燃料庫 １８ﾘｯﾄﾙのポリタンクへの注油を行うこと。 注油回数は１週に３回程度で１回当りポリタンク最大５０個程度 ・温室用タンク、その他 温室用タンク（屋外１９０ﾘｯﾄﾙ） 注油回数は１週に３回程度で、１回に３～４箇所 その他、２００ﾘｯﾄﾙドラム缶への注油は１９０ﾘｯﾄﾙとする。 ただし、学校行事・施設使用状況により、変動する場合がある。 ５　契約期間内を通しての同一単価での契約が原則であるが、市場価格の著しい変動がある場合には契約単価を変更することができる。 （１）　経済産業省石油製品価格モニタリング事業の受託者が公表する石油製品の調査価格（配達）のうち、毎月の23日を基準日として、基準日以前に公表された基準日直近の調査日の週次の価格（以下「公表価格」という。）について、契約締結の月の前月の公表価格（以下「基準公表価格」という。）を基準として１円以上の変動があったときは、当該変動のあった月の翌月からの契約単価について、当該変動価格を当初契約単価に加えた額に改定する。 （２）　契約単価を改定した後に、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額が、改定後の契約単価に比べて１円以上の差が生じたときは、当該月の翌月からの契約単価について、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額に改定する。 （３）　公表価格は広島県における各品名の１リットル当たりの価格とする。 （４）　揮発油税、地方道路税、軽油引取税、消費税（地方消費税を含む。）等について変動があった場合は、当該変動が開始される日から当該変動額を加減し、契約単価を改定する。